

さいたま市消防水利整備基準の一部改正

さいたま市消防水利整備基準（平成21年7月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 目的 この基準は、さいたま市内の開発行為等<del>等</del>に関し、事業者が行う消防水利の整備について必要な事項を定めることにより、適切な消防活動を推進し、火災等の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3 消防水利 消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に適合しなければならない。</p> <p>(1) 消防水利の算定 開発区域の全域が既存の<del>防火水槽（有効水量が40立方メートル以上の防火水槽に限る。）</del>の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために、<del>必要な基数の防火水槽</del>を設置しなければならない。<del>ただし、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の開発行為においては、開発区域の全域が既存の消火栓又は防火水槽で包含されない場合に、当該未包含部分を包含するために、必要な基数の消火栓又は防火水槽を設置しなければならない。</del></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><u>4 開発行為以外への準用</u> <u>土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、前2及び3の規定を準用する。</u></p>	<p>1 目的 この基準は、さいたま市内の開発行為に関し、事業者が行う消防水利の整備について必要な事項を定めることにより、適切な消防活動を推進し、火災等の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3 消防水利 消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に適合しなければならない。</p> <p>(1) 消防水利の算定 開発区域の全域が既存の<del>消防水利</del>の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために<del>必要な消防水利</del>を設置しなければならない。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

## 附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日以後に行う消防水利の整備について適用する。ただし、前 3(1)については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、従前の基準を適用する。